

■『ニチコン家庭用蓄電システム』災害補償制度とは

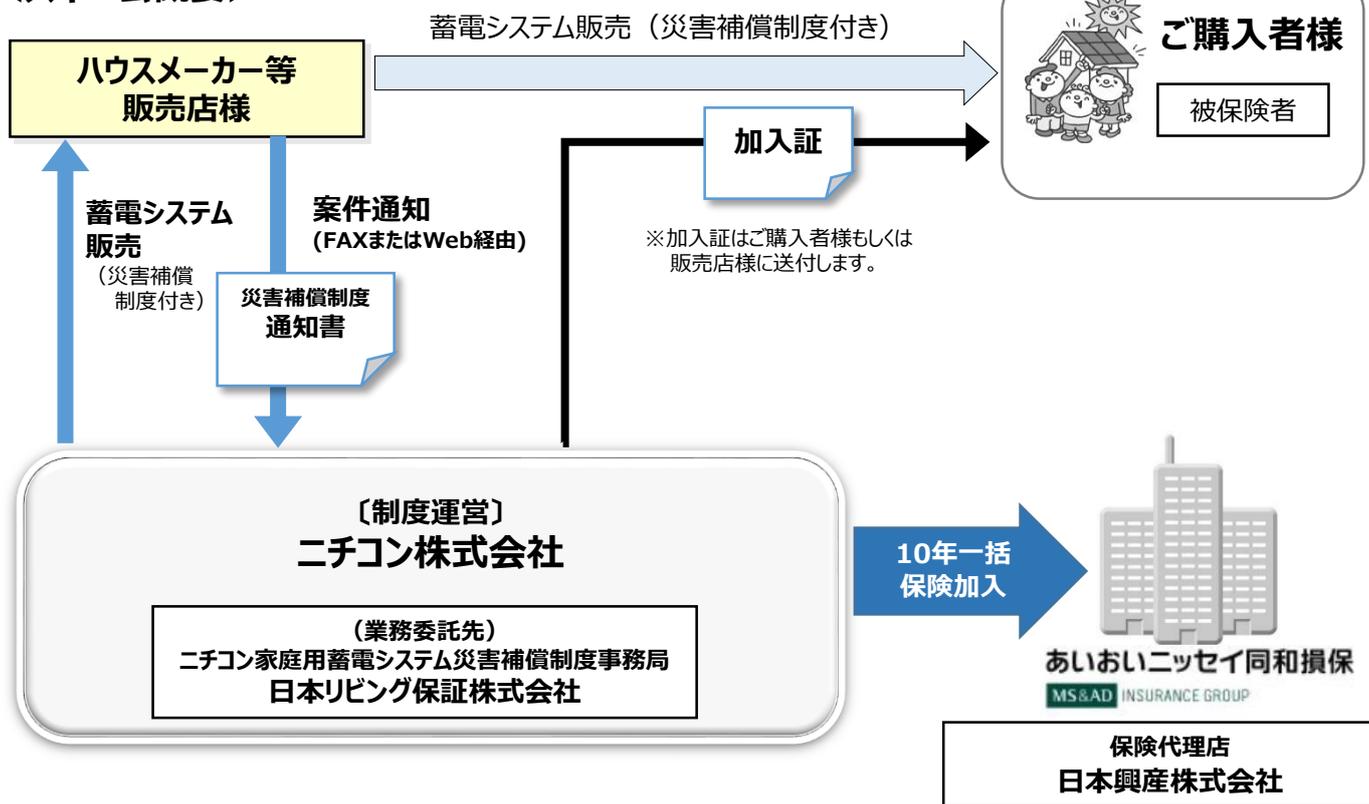
●「ニチコン家庭用蓄電システム災害補償制度」は、補償対象である家庭用蓄電システムを購入いただいたユーザー様に対して、「製品保証」では対象とならない自然災害等の事故による損害を「修理または代替物」をご提供することで補償する制度です。

●販売店様は、特定の「ニチコン社製家庭用蓄電システム」を10年間の災害補償付き製品としてご購入者様にご提供することができます。

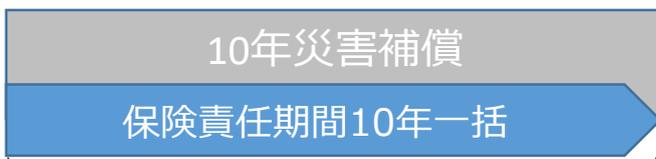
●補償対象機器は、ニチコン株式会社が製造・販売する特定の「家庭用蓄電システム」が本補償制度の対象となります。

※ご購入者に対し任意で加入を募ること、また補償費用を請求することはできません。

<スキーム概要>



■保険契約の概要



保険責任期間は、引渡時から10年一括での引受となっております。

■保険契約形態

契約者 日本リビング保証株式会社
(ニチコン株式会社からの委託による)
被保険者 ニチコン株式会社が製造・販売する対象機器を
ご購入されたお客様
保険会社 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
保険代理店 日本興産株式会社

※保険証券に対して金融機関による質権設定はできませんので、ご注意ください。

■ 制度概要

＜主な補償対象事例＞



火災・破裂・爆発



落雷



風災（注1）



ひょう災



雪災（注2）



水災（注3）

（注1）台風、旋（せん）風、暴風、暴風雨等をいい、洪水、高潮等を除きます。

（注2）豪雪、雪崩（なだれ）等をいい、融雪洪水を除きます。

（注3）台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等をいいます。

【補償対象機器】（2019年6月1日時点）

- ニチコン株式会社が製造・販売する家庭用蓄電システムのうち、「本補償制度」を付帯して販売する以下に記載の型式の機器一式を対象とします。

■ 単機能蓄電システム

① ESS-U3S1（4.1kW・屋外設置タイプ）

＜新規追加機器＞

② ESS-U3S1J（4.1kW・重塩害仕様・屋外設置タイプ）③ ESS-U2X1（16.1kW・屋外設置タイプ）

※補償対象となる製品には、製品同梱にて本補償制度用の「災害補償制度 通知書」が製品梱包用ダンボールのフタ裏面に据付けられています。

※すべて設置工事完了日に供給されている部材に限ります。

※販売店様が所定の方法により通知した物件が対象となります。

■ 制度の詳細

| | |
|---------------------------|---|
| 1. 補償対象者 (被保険者) | ニチコン株式会社が製造・販売する家庭用蓄電システムのうち、「本補償制度」を付帯して販売する型番の機器一式をご購入したすべてのお客様 |
| 2. 補償対象機器 | <p>ニチコン株式会社が製造・販売する家庭用蓄電システムのうち、「本補償制度」を付帯して販売するいかに記載の型式の機器一式。(2019年6月1日現在)</p> <p><対象機器> 単機能蓄電システム ①ESS-U3S1 (4.1kW・屋外設置タイプ) ②ESS-U3S1J (4.1kW・重塩害仕様・屋外設置タイプ) ③ESS-U2X1 (16.1kW・屋外設置タイプ)</p> <p>※すべて設置工事完了日に供給されている部材に限ります。 ※販売店様は、補償対象機器の設置工事完了次第、1ヶ月以内に所定の方法により案件情報をご通知ください。ご通知いただいた案件が本補償の対象となります。</p> |
| 3. 補償期間 (保険責任期間) | <p>対象システムの引渡し完了日(補償開始日)から10年間となります。 (補償開始日から10年後の応当日の午後4時まで)</p> <p>補償期間内の事故であれば、補償回数の制限はありません。 ただし、以下の場合は保険約款にしたがって補償期間は終了となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補償対象機器が全損した場合 ・補償対象機器が滅失した場合 ・補償対象機器が移設され、設置場所を変更した場合 ・補償対象機器が転売・譲渡された場合(但し、相続を除く) |
| 4. 補償内容 | <p>「6. 補償の対象となる主な場合(補償内容)」に該当する事故により「2. 補償対象機器」に指定する機器に損害が発生した場合に、修理または代替物を提供します。</p> <p>※ニチコン株式会社またはその関連会社が上記対象機器の修理あるいは代替物の提供を行った場合に限りです。</p> |
| 5. 免責金額 | 自己負担額なし |
| 6. 補償の対象となる主な場合 (補償内容) | <p>偶然な事故によって保険の対象に発生した損害に対して、損害保険金をお支払いします。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 火災 ② 落雷 ③ 破裂または爆発 ④ 風災(注1) ⑤ 雹(ひょう)災 ⑥ 雪災(注2) ⑦ 水災 <p>(注1) 台風、旋(せん)風、暴風、暴風雨等をいい、洪水、高潮等を除きます。 (注2) 豪雪、雪崩(なだれ)等をいい、融雪洪水を除きます。 (注3) 台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等をいいます。</p> |

| | |
|---------------------------------|---|
| <p>7. 補償の対象とならない主な場合</p> | <p>① 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害</p> <p>② 被保険者と生計を共にする同居の親族の故意によって生じた損害</p> <p>③ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動によって生じた損害</p> <p>④ 核燃料物資もしくは核燃料物資によって汚染された物、放射線照射または放射能汚染によって生じた損害</p> <p>⑤ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害</p> <p>⑥ 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害</p> <p>⑦ 保険の対象の欠陥、摩耗、使用による品質もしくは機能の低下、虫害、ねずみ食いまたは性質によるむれ、かび、変質、変色、さびもしくは腐食によって生じた損害</p> <p>⑧ 外来の事故に直接起因しない保険の対象の電気的事故または機械的事故によって生じた損害</p> <p>⑨ 保険の対象に対する修理、清掃等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害</p> <p>⑩ 詐欺または横領によって生じた損害</p> <p>⑪ かき傷、すり傷、かけ傷、汚れ、しみまたは焦げ等保険の対象の機能に直接関係のない外形上の損傷</p> <p>⑫ 保険契約者、被保険者または保険金受取人の従業員等が、単独または第三者と共謀して行った盗取その他の不誠実行為によって生じた損害</p> <p>⑬ 日本国外で生じた事故による損害</p> <p>⑭ 保険の対象の設置場所を変更した後に生じた場合</p> <p>⑮ 保険の対象を売却または譲渡した後に生じた場合</p> <p>⑯ 紛失または置き忘れによって生じた損害 等</p> <p>※上記以外にも補償の対象とならない場合があります。補償の対象とならない場合の詳細は、動産総合保険普通保険約款などの「保険金を支払わない場合」等の項目をご覧ください。ご不明な点については、ニチコン家庭用蓄電システム災害補償制度事務局までお問合せください。</p> <p>※とくにご注意ください ご購入者様（設置者）が加入されている火災保険等（他保険）が適用となる場合は、他保険が優先されますので、あらかじめご了承ください。</p> |
| <p>9. 火災保険等の優先払い特約</p> | <p>① 被保険者がこの保険契約における保険の対象に対し、別に火災保険（共済含む）および動産総合保険（以下、「火災保険等」といいます。）に加入している場合で、火災保険等で補償される損害に対しては、火災保険等での支払いを優先するものとします。</p> <p>② 上記①に記載の火災保険等で補償された後に、さらに当契約で支払うべき保険金が残存する場合には、この残存部分に対しては、保険金を支払います。</p> |
| <p>10. 通知</p> | <p>販売店様は、必ず補償対象機器の設置工事が完了次第、1ヶ月以内に所定の「災害補償制度 通知書」をFAXするか、Webサイトから通知する方法により案件情報をご通知ください。（詳細は本書P9をご参照ください）</p> <p>通知事項：</p> <p>①被保険者の氏名、住所、連絡先</p> <p>②保険の目的の設置所在地</p> <p>③保険の目的の型式、製造番号</p> <p>④保険責任期間（責任開始日、責任終了日）</p> <p>⑤完成引渡しされた日</p> |
| <p>11. 制度加入料</p> | <p>販売店様および補償対象者（ご購入者様）の費用負担はございません。</p> |
| <p>12. 保険会社</p> | <p>あいおいニッセイ同和損害保険株式会社</p> |
| <p>13. 取扱代理店</p> | <p>日本興産株式会社</p> |

■加入証サンプル（表）

〒 000-0000
東京都港区芝4-10-1

日本 太郎 様

XXXXX

nichicon

ニチコン株式会社

〒604-0845 京都市中京区烏丸通御池上る

制度に関するお問い合わせは以下へご連絡ください。

〔事務代行会社〕

日本リビング保証株式会社

〒151-0053 東京都渋谷区代々木3-28-6

いちご西参道ビル6F

TEL : 03-6276-3228

ニチコン家庭用蓄電システム 災害補償制度 ご加入証

(事故発生時に必要となりますので、大切に保管してください。)

| | | | | | |
|---|--|---|--|-------|--|
| 設置場所 | 被保険者(ご購入者) | | | 保険契約者 | ニチコン家庭用蓄電システム災害補償制度事務局 日本リビング保証株式会社 |
| | 東京都渋谷区代々木3-666-666 | | | 加入証番号 | XXXXXX-XXXX |
| お客様氏名 | 日本 太郎 | | | 補償開始日 | 2018年 8月 1日 |
| | 販売店名 ○○○商事株式会社 | | | 補償期間 | 補償開始日から10年後の当日の午後4時まで |
| | | | | 保険金額 | 本書記載の補償対象機器の製品納入金額 (設置費・消費税含む) |
| 補償対象機器 | 製品名称 | 製品型式 | シリアル№ | 備考 | |
| | | | | | |
| お客様が設置した家庭用蓄電システムのうち、ニチコン株式会社の供給する上記「補償対象機器」に記載の機器一式となります。 ※すべて設置工事完了日にニチコン株式会社から供給されている部材に限ります。 | | | | | |
| 補償内容 | 補償の対象となる事故により上記補償対象機器に損害が発生した場合に、修理または代替物を提供致します。 ※ニチコン株式会社またはその関連会社が上記対象機器の修理あるいは代替物の提供を行った場合に限ります。 | | | | |
| お客様の火災保険等で 保険金を受け取られた場合 | お客様が当該製品についての火災保険等で保険金を受け取られた場合は、保険金相当額を修理等に要する費用に充当いただけます。 | | | | |
| 補償の対象となる 主な場合 | ①火災、②落雷、③破裂又は爆発、④風災(台風、旋風、暴風、暴風雨等)、⑤雷災、⑥雷災(豪雷、雷崩等をいい融雪洪水を除きます)、⑦水災 | | | | |
| 補償の対象とならない 主な場合 (免責事項) | ①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害 ②被保険者と生計を共にする同居の親族の故意によって生じた損害 ③戦争、外国の武力行使、革命、内乱、武装反乱その他これらに類似の事案または暴動によって生じた損害 ④核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物、放射線照射または放射能汚染によって生じた損害 ⑤地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ⑥差押え、収用、没収、破壊等または公共団体の公権力の行使によって生じた損害 ⑦保険の対象の欠陥、摩耗、使用による品質もしくは機能の低下、虫害、ねずみ食いまたは性質によるむれ、かび、変質、変色、さびもしくは腐食によって生じた損害 ⑧外來の事故に直接起因しない保険の対象の電氣的事故または機械的故障によって生じた損害 ⑨保険の対象に対する修理、清掃等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害 ⑩詐欺または横領によって生じた損害 ⑪かき傷、すり傷、かけ傷、汚れ、しみまたは焦げ等保険の対象の機能に直接関係のない外形上の損傷 ⑫保険契約者、被保険者または保険金受取人の従業員等が、単独または第三者と共謀して行った盗取その他の不誠実行為によって生じた損害 ⑬日本国外で生じた事故による損害 ⑭保険の対象の設置場所を変更した後に生じた場合 ⑮保険の対象を売却または譲渡した後に生じた場合 ⑯紛失または置き忘れによって生じた損害 ※上記以外にも補償の対象とならない場合があります。ご不明な点については、ニチコン家庭用蓄電システム災害補償制度事務局までお問い合わせください。 | | | | |
| 引受保険会社 | あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 関西企業営業三部 京都企業営業課 | 京都府京都市中京区烏丸通船渠上ル七段音町 643 あいおいニッセイ同和損保京都ビル 3階 | ニチコン株式会社 サービスセンター TEL:03-5212-9211 | | 【受付時間】 平日:9時-20時、土・日・祝日・休業日:9時-18時 |
| 取扱代理店 | 日本興産株式会社 | 京都府京都市中京区烏丸通御池上る二条殿町 551番地 | | | |
| 事務局 | 本補償制度の内容に関するお問い合わせは事務局までご連絡ください。 ニチコン家庭用蓄電システム 災害補償制度事務局 日本リビング保証株式会社 | | | | |
| | | | 修理受付 | | |
| | | | TEL:03-6276-3228 | | |

■ 加入証サンプル (うら)

ニチコン家庭用蓄電システム災害補償制度の概要

この災害補償制度の内容について特に確認いただきたい事項を「ニチコン家庭用蓄電システム災害補償制度の概要」に記載しています。この書面はこの災害補償制度に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は普通保険約款をご覧ください。ご不明な点については、ニチコン家庭用蓄電システム災害補償制度事務局までお問い合わせください。

商品の仕組みおよび引受条件等

この災害補償制度は、「ニチコン家庭用蓄電システム災害補償制度」の対象となるニチコン社製家庭用蓄電システムを購入されたお客様を被保険者として、「ニチコン家庭用蓄電システム災害補償制度事務局日本リビング保証株式会社」が引受保険会社と締結した動産総合保険(商品付帯方式)保険契約を活用した制度です。

『注意喚起情報』

「ニチコン家庭用蓄電システム災害補償制度」にご加入されたお客様(被保険者)にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。この書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は普通保険約款をご覧ください。ご不明な点については、ニチコン家庭用蓄電システム災害補償制度事務局までお問い合わせください。

1. ご加入後にお客様(被保険者)からご連絡いただくべき事項(通知事項等)

ご加入後、次に掲げる事実が発生した場合には、遅滞なくニチコン家庭用蓄電システム災害補償制度事務局(日本リビング保証株式会社)にご通知ください。ご通知がない場合、本補償の対象にできないことがありますので、十分ご注意ください。

| | |
|------|------------------|
| 通知事項 | ご加入証記載の住所を変更した場合 |
|------|------------------|

ご加入後、次に掲げる事実が発生した場合には、遅滞なくニチコン家庭用蓄電システム災害補償制度事務局(日本リビング保証株式会社)にご通知ください。また、次に掲げる事実が発生した場合には、その事実が発生した時以降に生じた事故に対しては、本補償の対象外となります。

| | |
|------|--|
| 通知事項 | 保険の対象の設置場所を変更した場合 保険の対象を売却または譲渡した場合 |
|------|--|

2. 事故が起こった場合の手続きについて

(1) 事故にあわれたときのご連絡等

事故が発生した場合は、次の処置を行ったうえで、本書記載の「ニチコン株式会社 サービスセンター」にご連絡ください。事故処理の手続きについて詳しくご案内いたします。

| | |
|------------------------------|---------|
| ①損害の発生および拡大の防止(消防車、救急車は119番) | ②目撃者の確認 |
|------------------------------|---------|

(2) ご請求時にご提出いただく書類

ご請求にあたっては「事故報告書兼委任状」をご提出いただけます。引受保険会社への請求および書類等の提出はニチコン株式会社またはニチコン家庭用蓄電システム災害補償制度事務局日本リビング保証株式会社がお客様(被保険者)の代理人として行います。お客様(被保険者)にも下記「ご請求に必要な書類」をご用意いただく場合がございますので予めご了承ください。

| ご請求に必要な書類 | 書類の例 |
|--|--|
| ① 引受保険会社所定の保険金請求書 | 引受保険会社所定の保険金請求書および委任状 |
| ② 引受保険会社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびその他これに類する書類 ※ 事故発生の状況・日時・場所、事故の原因、損害発生の有無を確認するための書類をいいます。 | 警察署・消防署の証明書、事故原因・損害状況に関する写真・画像データ・修理業者等からの報告書 ※損害状況に関する写真等は、損害箇所および施設全体の2種類をご用意ください。 |
| ③ 保険の対象の価額、損害の額または費用の額を確認する書類 ・ 保険の対象の価額を確認する書類 ・ 損害の額、費用の額・支出を確認する書類 | 売買契約書、取得時の領収証、棚卸台帳 修理見積書・請求書・領収証、損害明細書、復旧通知書 |
| ④ その他必要に応じて引受保険会社が求める書類 ・ 本補償の対象となる動産等であることを確認する書類 ・ 本補償の請求権者を確認する書類 ・ 引受保険会社が事故または損害の調査を行うために必要な書類 ・ 第三者加害行為・共同不法行為等の場合に他から支払われる損害賠償金・保険金・給付金等の額を確認する書類 | メーカー保証書、売買契約書、送り状、発送伝票 委任状、印鑑証明書・代表者資格証明書、住民票、戸籍謄本 引受保険会社所定の同意書 示談書、判決書、保険会社等からの支払通知書 |

- 請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款・特約でご確認ください。
- 全損となり代替物が提供された場合はその時点で、補償終了となります。

ご不明な点がありましたら、「ニチコン家庭用蓄電システム災害補償制度事務局」までお問い合わせください。